



第85期

# 定時株主総会招集ご通知



開催日時

令和5年6月23日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



開催会場

山形県寒河江市幸町4番27号  
日東ベスト株式会社  
本店会議室

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

## ご案内

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意、及び総会後の懇親会の開催はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日東ベスト株式会社

証券コード：2877

## 株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配、ご支援を賜りまして厚くお礼申し上げます。

ここに第85期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）の業績の概要や取り組みをご報告いたします。

令和4年10月6日に山形工場で発生した火災につきましては、近隣住民の皆様、株主の皆様をはじめ、多くの皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、再発防止を確実に実施し、工場の安全管理に万全を期してまいります。

さて、第85期は、依然として新型コロナウイルス感染症による影響が残るなか、長期化するウクライナ情勢、円安基調などにより原材料価格やエネルギー価格が高騰するなど、食品業界を取り巻く環境は大変厳しく、お客様には何度も価格改定をお願いしなければなりませんでした。

しかし、ここにきてコロナ禍が落ち着きを見せはじめ、社会・経済活動は正常化へ動き出しております。当社は、「コロナ禍からの早期回復」を念頭において、これまで以上に社会・地域・環境に配慮しながら積極的に行動し、高度な品質の実現、ステークホルダーの皆様の満足の実現に向かって邁進してまいります。

引き続き株主の皆様のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長

塚 田 莊 一 郎

証券コード 2877

令和5年6月1日

(電子提供措置の開始日 令和5年5月31日)

株 主 各 位

山形県寒河江市幸町4番27号

**日東ベスト株式会社**

代表取締役社長 塚田 莊一郎

## 第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第85期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記の当社ウェブサイトアクセスのうえ、「株主・投資家情報」、「株式情報」、「株主総会」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nittobest.co.jp/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日東ベスト」又は「コード」に「2877」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**令和5年6月22日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和5年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 山形県寒河江市幸町4番27号 日東ベスト株式会社本店会議室
3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第85期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第85期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）計算書類の内容報告の件

(裏面に続く)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

## 4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
  - (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。  
なお、インターネットによる方法で複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ 本株主総会にご出席の株主様におかれましては、ご自身の体調等をご考慮のうえ、感染防止対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。  
また、引き続き、株主様の安全に配慮した感染防止のための措置を実施いたしますので、何卒ご理解並びにご協力くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 当日のご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ ご送付の書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。本株主総会につきましては、書面交付請求の有無に関わらず、すべての株主様に書面交付請求をされた株主様に送付する書面をお送りしております。  
次回以降の株主総会につきましても、引き続き、紙資源の節約に配慮しながら適切な方法でのご案内を検討してまいります。書面での送付をご希望される株主様におかれましては、お手数ながらお取引の証券会社又は株主名簿管理人に、書面交付請求の手続きの詳細についてお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

## 議決権行使方法のご案内

### インターネットにより議決権を行使される場合



**行使期限** 令和5年6月22日（木曜日）午後5時00分まで

①スマート行使による方法

スマートフォンかタブレット端末から、議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取り、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※詳細につきましては、次頁をご覧ください。

②議決権行使コード・パスワード入力による方法

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力し、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 郵送にて議決権を行使される場合



**行使期限** 令和5年6月22日（木曜日）午後5時00分必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

### 株主総会にご出席される場合



**株主総会日時** 令和5年6月23日（金曜日）午前10時開催  
(受付開始は午前9時を予定しております。)

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

## 1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。  
なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

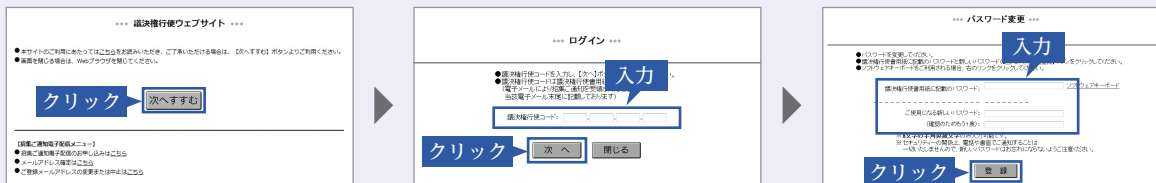
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。



## 2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。  
なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(又は機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

### ! ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記1.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 「議決権行使ウェブサイト」「スマート行使」の操作方法に関する専用お問い合わせ先

**0120-768-524**

(年末年始を除く 9:00 ~ 21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

**0120-288-324**

(土・日・祝日を除く 9:00 ~ 17:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の重要課題として、経営基盤の強化と収益力の向上に努めるなか、株主資本の充実を図り、長期的な視点と業績を勘案しながら利益配分を行います。

第85期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき12円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は145,176,756円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和5年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制の改革施策として、執行役員制度の導入に合わせて経営体制の一層の強化と効率化を図るため、取締役会の招集権者及びその議長を取締役社長から取締役会長に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長</u>がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>



### 第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（18名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、これにより取締役鈴木清信氏は退任、及び執行役員制度の導入に伴い6名減員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における 地位及び担当	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任 男性	おお ぬま かず ひこ 大 沼 一 彦	代表取締役会長	15回/16回 (93.7%)
2	再任 男性	つか だ そういち ろう 塚 田 莊一郎	代表取締役社長	16回/16回 (100%)
3	再任 女性	うち だ ま ほ こ 内 田 真帆子	常務取締役開発本部副本部長	16回/16回 (100%)
4	再任 男性	さ とう みつ よし 佐 藤 光 義	常務取締役品質保証本部長	16回/16回 (100%)
5	再任 男性	なが せ のぶ ひろ 長 瀬 信 裕	常務取締役生産本部長	16回/16回 (100%)
6	再任 男性	さ が ひで お 嵯 峨 秀 夫	常務取締役海外事業本部長	16回/16回 (100%)
7	再任 男性	わた なべ あき ひで 渡 邊 昭 秀	常務取締役営業本部長	16回/16回 (100%)
8	再任 男性	こ せき とおる 小 関 徹	取締役経理部長	16回/16回 (100%)
9	再任 男性	えん どう まさ あき 遠 藤 雅 明	取締役総務人事部長	16回/16回 (100%)
10	再任 男性	くろ ぬま あきら 黒 沼 憲	社外取締役	16回/16回 (100%)
11	再任 男性	むら やま ひさし 村 山 永	社外取締役	就任以降 11回/12回 (91.6%)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	所有する当社 の株式数	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	<p>おお ぬま かず ひこ <b>大 沼 一 彦</b> (昭和26年5月25日生)</p> <p>再任 男性</p> <p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>昭和 45年 4月 当社入社 平成 15年 6月 当社取締役天童工場長 平成 19年 6月 当社取締役生産副本部長 兼天童工場長 平成 20年 10月 当社常務取締役生産副本部長 兼天童工場長 平成 22年 6月 当社常務取締役生産本部長 平成 23年 6月 当社専務取締役生産本部長 平成 25年 6月 当社代表取締役社長 兼生産本部長</p>	16,500株	15回/16回 (93.7%)
2	<p>つか だ そう いち ろう <b>塚 田 莊一郎</b> (昭和39年9月9日生)</p> <p>再任 男性</p> <p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>平成 6年 4月 当社入社 平成 22年 10月 当社神町工場長 平成 24年 4月 当社生産副本部長 平成 25年 4月 当社生産副本部長 兼生産部長 平成 25年 6月 当社取締役生産本部副本部長 兼生産部長 平成 26年 4月 当社取締役生産本部長 兼東統括工場長 平成 26年 6月 当社常務取締役生産本部長 兼東統括工場長</p>	25,800株	16回/16回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式数	当事業年度における取締役会への出席状況
3	<p>うち だ ま ほ こ</p> <p><b>内 田 真帆子</b></p> <p>(昭和46年6月22日生)</p> <p>再任 女性</p>	34,200株	16回/16回 (100%)
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>平成 20年 1月 当社入社 平成 29年 4月 当社健康事業部長 平成 30年 6月 当社取締役健康事業部長 平成 31年 4月 当社取締役営業企画部長 令和 元年 6月 当社常務取締役営業企画部長</p> <p>令和 4年 6月 関西ベストフーズ(株) 代表取締役社長 (現在) 令和 5年 4月 当社常務取締役 開発本部副本部長 (現在)</p>		
4	<p>さ とう みつ よし</p> <p><b>佐 藤 光 義</b></p> <p>(昭和35年6月22日生)</p> <p>再任 男性</p>	5,000株	16回/16回 (100%)
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>昭和 58年 4月 当社入社 平成 16年 3月 当社爽健亭事業本部 横浜工場長 平成 22年 4月 当社天童工場長 平成 26年 4月 当社生産部長 平成 26年 6月 当社取締役生産部長 平成 29年 6月 当社取締役生産本部副本部長 兼生産部長 平成 30年 4月 当社取締役生産部長 兼生産部長</p> <p>平成 30年 6月 当社常務取締役生産本部長 兼生産部長 令和 元年 10月 当社常務取締役生産本部長 令和 3年 4月 当社常務取締役 品質保証本部長 兼検査管理部長 令和 4年 4月 当社常務取締役 品質保証本部長 (現在)</p>		
5	<p>なが せ のぶ ひろ</p> <p><b>長 瀬 信 裕</b></p> <p>(昭和33年11月16日生)</p> <p>再任 男性</p>	3,600株	16回/16回 (100%)
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>昭和 57年 4月 当社入社 平成 19年 4月 当社高松工場長 平成 23年 5月 当社寒河江工場長 平成 26年 4月 当社西統括工場長 兼寒河江工場長 平成 27年 6月 当社取締役西統括工場長 兼寒河江工場長</p> <p>平成 30年 4月 当社取締役生産本部副本部長 兼西統括工場長 平成 31年 4月 当社取締役生産本部副本部長 兼生産技術部長 令和 3年 4月 当社取締役生産本部長 令和 3年 6月 当社常務取締役 生産本部長 (現在)</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	所有する当社 の株式数	当事業年度における 取締役会への出席状況
6	さ が ひで お <b>嵯 峨 秀 夫</b> (昭和35年3月28日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任 男性</div>	1,000株	16回/16回 (100%)
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 昭和 58年 4月 当社入社 平成 19年 4月 当社爽健亭事業本部副本部長 平成 28年 4月 (株)爽健亭代表取締役 令和 2年 6月 当社取締役海外事業本部長 令和 3年 6月 当社常務取締役 海外事業本部長 (現在) <div style="float: right; margin-left: 20px;">             令和 4年 5月 JAPAN BEST FOODS              COMPANY LIMITED              法定代表者 (現在)           </div>		
7	わた なべ あき ひで <b>渡 邊 昭 秀</b> (昭和36年12月11日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任 男性</div>	6,900株	16回/16回 (100%)
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 昭和 59年 4月 当社入社 平成 17年 4月 当社大阪支店長 平成 27年 4月 当社東北支店長 平成 29年 4月 当社営業本部副本部長 (西日本担当) <div style="float: right; margin-left: 20px;">             平成 29年 6月 当社取締役営業本部副本部長              (西日本担当)              令和 4年 4月 当社取締役営業本部長              令和 4年 6月 当社常務取締役              営業本部長 (現在)           </div>		
8	こ せき とおる <b>小 関 徹</b> (昭和35年12月3日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任 男性</div>	3,800株	16回/16回 (100%)
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 昭和 59年 4月 当社入社 平成 28年 11月 当社海外事業本部付部長 平成 29年 8月 当社経理部次長 <div style="float: right; margin-left: 20px;">             平成 30年 7月 当社経理部長              令和 元年 6月 当社取締役経理部長 (現在)           </div>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式数	当事業年度における取締役会への出席状況
9	<p>えん どう まさ あき <b>遠藤 雅明</b> (昭和40年5月15日生)</p> <p>再任 男性</p>	7,400株	16回/16回 (100%)
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>平成 12年 4月 当社入社 平成 28年 4月 当社総務人事部次長 平成 31年 4月 当社総務人事部長</p> <p>令和 元年 6月 当社取締役総務人事部長 (現在)</p>		
10	<p>くろ ぬま あきら <b>黒沼 憲</b> (昭和20年11月30日生)</p> <p>再任 男性 社外 独立</p>	一 株	16回/16回 (100%)
	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>昭和 56年 8月 公認会計士・税理士登録 平成 2年 7月 黒沼共同会計事務所所長 平成 2年 12月 中央青山監査法人代表社員 平成 22年 6月 当社社外監査役</p> <p>平成 27年 6月 当社社外取締役 (現在) 平成 27年 12月 税理士法人黒沼共同会計事務所代表社員 (現在)</p>		
	<p>候補者とした理由並びに期待される役割</p> <p>候補者は、公認会計士並びに税理士として財務・会計に関する専門性と豊富な経験に基づく識見を有し、取締役会の監督機能を発揮するうえで有益な助言と提言をいただいております。また、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場から経営機能の強化に貢献しております。</p> <p>これらのことから、引き続き当社社外取締役として上記役割の発揮が期待されますとともに、社外取締役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p> <p>なお、候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	所有する当社 の株式数	当事業年度における 取締役会への出席状況
11	むら やま ひさし <b>村 山 永</b> (昭和35年8月26日生)	再任 男性 社外 独立	— 株  就任以降 11回/12回 (91.6%)
	<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>		
	<p>平成 2年 4月 東京弁護士会へ弁護士登録 平成 6年 8月 山形県弁護士会へ弁護士登録 平成 6年 8月 村山永法律事務所所長（現在）</p> <p>平成 24年 4月 山形県弁護士会会長 平成 24年 6月 当社社外監査役 令和 4年 6月 当社社外取締役（現在）</p>		
<b>候補者とした理由並びに期待される役割</b>			
<p>候補者は、弁護士として企業法務や人権に関する専門性と豊富な経験に基づく識見を有し、取締役会の監督機能を発揮するうえで有益な助言と提言をいただいております。また、客観的・中立的な視点から法令を含む経営の監視を遂行され、当社のガバナンス体制の更なる強化に貢献しております。</p> <p>これらのことから、引き続き当社社外取締役として上記役割の発揮が期待されますとともに、社外取締役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p> <p>なお、候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 黒沼憲氏及び村山永氏は、社外取締役候補者であります。現在、両氏は株式会社東京証券取引所の定める基準及び当社の独立性基準の定めに基づく独立役員であります。当社は、両氏の取締役選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 黒沼憲氏が代表社員を務める税理士法人黒沼共同会計事務所、及び村山永氏が所長を務める村山永法律事務所と当社との間に取引関係はありません。
4. 黒沼憲氏及び村山永氏は、過去に当社の監査役でありました。
5. 現在、当社と黒沼憲氏及び村山永氏との間で、社外取締役として会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。当社は、両氏の取締役選任が承認された場合、両氏との間で同契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の取締役選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は全額当社で負担しております。また、当該保険契約は、次回更新時に同内容で更新することを予定しております。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、令和5年3月31日現在のものであります。

## 《ご参考》スキルマトリックス

## 取締役の構成（本定時総会終了後の予定）

当社取締役会は、当社を取り巻く経営環境や事業特性、経営計画等を考慮のうえ、取締役会の実効性向上に資するスキルの領域を特定し、これによる各取締役のスキルの保有状況は、下表のとおりと考えております。なお、このスキルマトリックスは、外部環境の変化や当社の状況等を踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。

取締役氏名	当社における地位 及び担当（予定）		取締役が知識・経験・能力を発揮できる領域（最大3つまで）									
			経営	製造・ 品質・ 研究開発	営業・販 売戦略	財務・会 計	人事・労 務・人財 開発	リスク管 理・コン プライア ンス	ESG	DX・技 術	海外事業	
大 沼 一 彦	代表取締役会長	再任 男性	○	○						○		
塚 田 莊一郎	代表取締役社長執行役員	再任 男性	○		○						○	
内 田 真帆子	取締役専務執行役員 開発本部長	再任 女性	○	○	○							
佐 藤 光 義	取締役常務執行役員 品質保証本部長	再任 男性		○					○	○		
長 瀬 信 裕	取締役常務執行役員 生産本部長	再任 男性		○						○	○	
嵯 峨 秀 夫	取締役常務執行役員 海外事業本部長	再任 男性	○	○								○
渡 邊 昭 秀	取締役常務執行役員 営業本部長	再任 男性			○			○		○		
小 関 徹	取締役常務執行役員 経理本部長	再任 男性				○			○		○	
遠 藤 雅 明	取締役常務執行役員 総務人事部長	再任 男性						○	○	○		
黒 沼 憲	社外取締役	再任 男性 社外 独立	○				○					
村 山 永	社外取締役	再任 男性 社外 独立							○	○		

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小野クナ子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式数	当事業年度における監査役会への出席状況
おのくなこ <b>小野クナ子</b> (昭和22年10月30日生)	— 株	14回/14回 (100%)

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和 41年 7月	山形県庁職員採用	平成 20年 3月	山形県庁退職
平成 16年 4月	同庁健康福祉部子育て支援主幹	平成 25年 3月	寒河江市社会福祉協議会監事
平成 17年 4月	同庁文化環境部女性青少年政策室主幹	平成 26年 3月	山形県収用委員会委員
平成 18年 4月	同庁商工労働観光部雇用労政課就業促進主幹	平成 27年 6月	当社監査役(現在)
		令和 元年 6月	寒河江市社会福祉協議会会長(現在)

### 社外監査役候補者とした理由

候補者は、現在、当社の社外監査役を務め、当社の事業内容等に精通しております。また、行政での経験、現在も地域の社会福祉活動の推進に貢献されている豊富な見識や地域社会への造詣をもって、当社の監査に反映していただいております。これらのことから、引き続き当社社外監査役として上記役割の発揮が当社に有用であると共に、社外監査役としての職務を適切に遂行し当社の監査体制の強化に寄与していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

なお、候補者の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。また、社外監査役としての取締役会への出席状況は16回/16回(100%)であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小野クナ子氏は、社外監査役候補者であります。現在、同氏は株式会社東京証券取引所の定める基準及び当社の独立性基準の定めに基づく独立役員であります。当社は、同氏の監査役選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 小野クナ子氏が会長を務める寒河江市社会福祉協議会と当社との間に取引関係はありません。
4. 現在、小野クナ子氏と当社との間で、監査役として会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。当社は、同氏の監査役選任が承認された場合、同氏との間で同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。同氏の監査役選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は全額当社で負担しております。また、当該保険契約は、次回更新時に同内容で更新することを予定しております。
6. 候補者の所有する当社の株式数は、令和5年3月31日現在のものであります。



## 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役鈴木清信氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知25頁記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
すずき きよ のぶ 鈴木 清 信	平成21年6月 当社取締役特販事業部長 平成28年6月 当社常務取締役商品企画部長 令和 3年6月 当社専務取締役開発本部長（現在）

以 上

# 事業報告（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大への警戒が続くなか、行動制限がなかったことや全国旅行支援等の経済政策もあり持ち直しの動きが続きました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や円安の影響、世界的なサプライチェーンの混乱や原材料価格・エネルギー価格の上昇等もあり、先行き不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても、外食を中心に持ち直しの動きが続いているものの、本格的な回復には至っておりません。また、原材料価格やエネルギー費等の上昇については、販売価格への転嫁の動きも見られますが需要の変化もあり、さらに鳥インフルエンザの影響から一部商品の供給に支障を来す等経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境のなかで、当社グループにおきましては、お客様と従業員の安全確保を第一とし、市場環境変化への対応を行いながら、販売力の強化、お客様のニーズを捉えた商品開発、製品の安定供給に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高に関しましては、外食分野が前年同期比で増加したことや価格改定を実施したこと等から、518億7千8百万円（前年同期比4.3%増）となりました。

利益面に関しましては、原価低減や経費の抑制に努めたものの、原材料価格及びエネルギーの高騰等により、営業利益は3億8千万円（前年同期比54.9%減）、経常利益は設備更新に伴い二酸化炭素の排出抑制に係る補助金を営業外収益に計上したこと等により4億3千4百万円（前年同期比52.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券の売却益1億円を特別利益に計上した一方で、令和4年10月6日に発生した当社山形工場ハンバーグラインの火災による固定資産除却損を特別損失に計上したこと等により、2億4千3百万円（前年同期比60.0%減）となりました。

事業部門の区分別の売上高は、次のとおりであります。なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、部門別により記載しております。

#### 【冷凍食品部門】

408億9千5百万円（前年同期比3.1%増）となりました。

#### 【日配食品部門】

79億1千2百万円（前年同期比5.2%増）となりました。

#### 【缶詰部門等】

30億7千万円（前年同期比19.4%増）となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は17億8百万円であり、主なものは次のとおりであります。

九州ベストフーズ(株)への貸付設備	工場建屋増改築及び調理品製造設備等の増設
(株)爽健亭横浜工場への貸付設備	工場建屋増改築及び調理品製造設備等の増設
山形工場	工場建屋増改築及び調理品製造設備等の増設

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として記載すべき事項はありません。

## 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ移行されたこと等により経済活動の回復が見込まれる一方で、原材料価格・エネルギー価格の高騰等引き続き不透明な状況が想定されます。

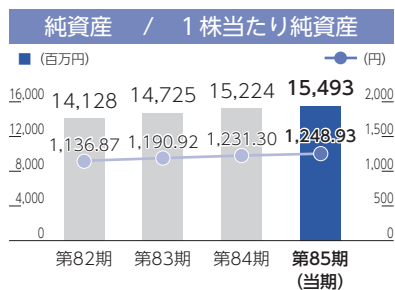
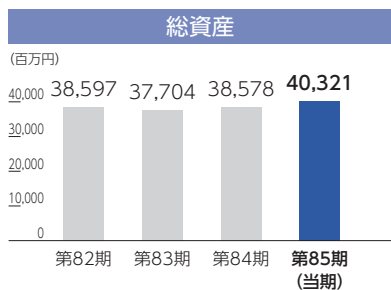
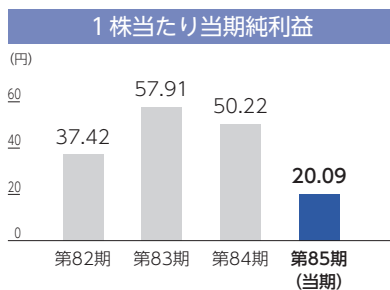
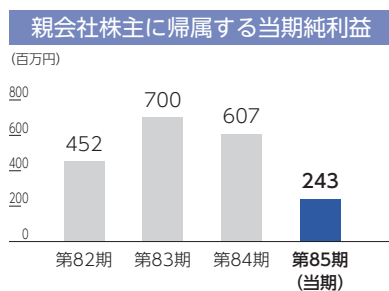
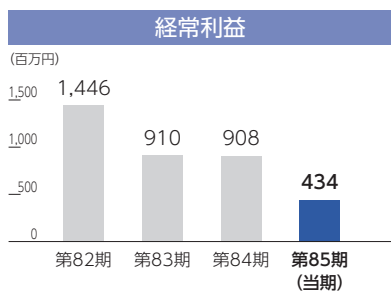
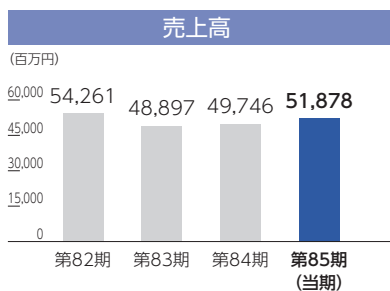
食品業界におきましても、上記に加え鳥インフルエンザの影響の他、相次ぐ値上げによる需要状況の変化や、少子高齢化等による社会構造の変化、業態を超えた競争の激化、異物混入防止や放射能・アレルギーへの対応も含めた安全・安心な食の提供、環境問題への対応や持続可能な社会に向けての取り組み等、企業に求められる社会的責任は増大してきていること等から、業界を取り巻く環境はより一層厳しい状況になるものと思われまます。

当社グループでは、このような環境変化への対応を強化するとともに、お客様ニーズの収集に努めて顧客満足を推進し、品質の維持向上と安全・安心な商品の安定的な供給体制の維持・強化、そのための検査・分析能力等の更なる充実を図り、グループ全体の企業価値の向上と持続的な成長に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		54,261	48,897	49,746	51,878
経 常 利 益 (百万円)		1,446	910	908	434
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		452	700	607	243
1株当たり当期純利益 (円)		37.42	57.91	50.22	20.09
総 資 産 (百万円)		38,597	37,704	38,578	40,321
純 資 産 (百万円)		14,128	14,725	15,224	15,493
1株当たり純資産 (円)		1,136.87	1,190.92	1,231.30	1,248.93



(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数によって算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を令和3年度の期首より適用しております。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
九州ベストフーズ株式会社	90百万円	100.0%	冷凍食品の製造販売
関西ベストフーズ株式会社	20	100.0	冷凍食品の製造販売
株式会社爽健亭	50	100.0	日配食品の製造販売
JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED	1,253	51.0	加工食品の製造販売

当連結会計年度の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め5社、持分法適用会社1社であります。

### (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容

冷凍食品・日配食品・缶詰・袋詰・その他食料品の製造販売及び畜産物の加工販売であります。

## 8. 主要な事業所

### (1) 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	山形県寒河江市	東 根 工 場	山形県東根市
営 業 本 部	千葉県船橋市	大 谷 工 場	山形県西村山郡朝日町
札 幌 支 店	北海道札幌市	天 童 工 場	山形県天童市
東 北 支 店	山形県寒河江市	本 楯 工 場	山形県寒河江市
関 信 越 支 店	群馬県高崎市	神 町 工 場	山形県東根市
東 京 支 店	千葉県船橋市	山 形 工 場	山形県山形市
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	学 校 給 食 セ ン タ ー	山形県寒河江市
大 阪 支 店	大阪府吹田市	中 央 研 究 所	山形県寒河江市
広 島 支 店	広島県広島市	山 形 配 送 セ ン タ ー	山形県山形市
九 州 支 店	福岡県八女郡広川町	関 東 配 送 セ ン タ ー	千葉県船橋市
寒 河 江 工 場	山形県寒河江市	関 西 配 送 セ ン タ ー	滋賀県大津市
高 松 工 場	山形県寒河江市	九 州 配 送 セ ン タ ー	福岡県糟屋郡久山町

### (2) 子会社

会 社 名	所 在 地
九 州 ベ ス ト フ ー ズ 株 式 会 社	福岡県八女郡広川町
関 西 ベ ス ト フ ー ズ 株 式 会 社	滋賀県甲賀市
株 式 会 社 爽 健 亭	神奈川県横浜市
株 式 会 社 機 能 性 ペ プ チ ド 研 究 所	山形県東根市
JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省

## 9. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 子	854名	20名増	43.6歳	14.8年
女 子	1,017	50名増	40.8	10.3
合計又は平均	1,871	70名増	42.1	12.3

(注) 上記には、子会社等への出向社員18名及び臨時従業員574名は含まれておりません。

## 10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
農 林 中 央 金 庫	4,212百万円
株 式 会 社 山 形 銀 行	3,765
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,169
株 式 会 社 荘 内 銀 行	934
山 形 市	600

- (注) (1) 農林中央金庫の借入金残高には社債の残高300百万円が含まれております。  
 (2) 株式会社みずほ銀行の借入金残高には社債の残高200百万円が含まれております。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,098,063株（自己株式4,597株を除く）
3. 株主数 1,257名（前期末比10名減少）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 東 ベ ス ト 取 引 先 持 株 会	1,536,700株	12.70%
有 限 会 社 ウ チ ダ ・ コ ー ポ レ ー ト	941,400	7.78
日 東 ベ ス ト 従 業 員 持 株 会	663,600	5.48
農 林 中 央 金 庫	605,010	5.00
株 式 会 社 山 形 銀 行	600,000	4.95
株 式 会 社 ウ チ ダ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	527,000	4.35
内 田 淳	343,128	2.83
国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	293,611	2.42
東 洋 製 罐 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	291,391	2.40
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	230,000	1.90

（注） 持株比率は、自己株式（4,597株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。



### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 沼 一 彦	株式会社機能性ペプチド研究所代表取締役社長
代表取締役社長	塚 田 莊一郎	九州ベストフーズ株式会社代表取締役社長
専務取締役	鈴 木 清 信	開発本部長
常務取締役	佐 藤 光 義	品質保証本部長
常務取締役	内 田 真帆子	営業企画部長 関西ベストフーズ株式会社代表取締役社長
常務取締役	長 瀬 信 裕	生産本部長
常務取締役	嵯 峨 秀 夫	海外事業本部長 JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED 法定代表者
常務取締役	渡 邊 昭 秀	営業本部長
取締役	松 田 企 一	研究部長
取締役	遠 藤 雅 芳	品質保証部長
取締役	小 関 徹	経理部長
取締役	伊 藤 浩 志	生産本部副本部長兼生産技術部長
取締役	遠 藤 雅 明	総務人事部長
取締役	坂 内 昭 夫	購買部長
取締役	芝 田 哲 也	営業本部副本部長
取締役	杉 生 忍	天童工場長
取締役	黒 沼 憲	税理士法人黒沼共同会計事務所代表社員
取締役	村 山 永	村山永法律事務所所長
常勤監査役	石 塚 崇	
監査役	小 野 クナ子	寒河江市社会福祉協議会会長
監査役	村 山 秀 幸	村山公認会計士事務所所長

- (注) (1) 取締役黒沼憲氏及び村山永氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 (2) 監査役小野クナ子氏及び村山秀幸氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 (3) 取締役黒沼憲氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 (4) 取締役村山永氏は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

- (5) 監査役小野クナ子氏は、山形県庁職員として培ってきた行政・社会福祉分野に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (6) 監査役村山秀幸氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (7) 取締役黒沼憲氏及び村山永氏並びに監査役小野クナ子氏及び村山秀幸氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- (8) 取締役阿部正一氏は、令和4年6月24日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

## 2. 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

当社及び子会社の役員

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等の額

### (1) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	197 (6)	176 (6)	— (—)	— (—)	21 (—)	19 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19 (4)	18 (4)	— (—)	— (—)	0 (—)	5 (3)

- (注) (1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
(2) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(3) 上記のほか、令和4年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し4百万円、退任監査役1名に対し11百万円支給しております。

## (2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

当社は、社是の実現並びに安全・安心な食品を安定供給するという社会的な使命に則り、中長期的な視点で企業価値・株主価値の向上を目指しております。

取締役の報酬等に関しては安定した業務執行を可能とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際して各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

この方針に基づき、取締役会に社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に報酬等の算定方法を決定することとしております。

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与及び退職慰労金により構成され、報酬委員会では、報酬額の水準、個人別の報酬等の算定方法について審議・決定を行い、取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会が代表取締役に一任し決定しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

平成6年1月6日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を年額350百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）、監査役の金銭報酬の額を年額50百万円以内と決議しております。なお、当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は13名、監査役の員数は3名であります。

## (4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長大沼一彦と代表取締役社長塚田莊一郎が協議のうえ、個人別の報酬額を決定しております。

その権限内容は、報酬委員会で決定された算定方法に基づき、株主総会で決議された報酬限度額以内で個人別の報酬額を各々の経営能力、貢献度等を考慮し決定することであり、代表取締役2名は各取締役の担当業務及び年度ごとの目標に基づき業績評価を行う立場にあるため権限を委任しております。

当該権限が適切に行使されるよう代表取締役2名が協議し決定した個人別の報酬額を報酬委員会に諮問したうえで決定することにしており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 5. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況及び主な活動状況
取 締 役	黒 沼 憲	公認会計士並びに税理士として税理士法人黒沼共同会計事務所の代表社員に就任しております。 当事業年度開催の取締役会への出席状況は16回中16回（100%）であり、議案審議等に関して豊富な経験に基づく専門的な識見をもって必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員長を務めております。
取 締 役	村 山 永	弁護士として村山永法律事務所の所長に就任しております。 当事業年度開催の取締役会への出席状況は、社外監査役在任期間において4回中4回（100%）、社外取締役就任後は12回中11回（91.6%）であり、議案審議等に関して豊富な経験に基づく専門的な識見をもって必要な発言を適宜行っております。 また、社外監査役在任期間における監査役会への出席状況は4回中4回（100%）であり、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	小 野 クナ子	寒河江市社会福祉協議会の会長に就任しております。 当事業年度開催の取締役会への出席状況は16回中16回（100%）であり、議案審議等にあたって適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会への出席状況は14回中14回（100%）であり、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	村 山 秀 幸	公認会計士並びに税理士として村山公認会計士事務所の所長に就任しております。 社外監査役就任後の当事業年度開催の取締役会への出席状況は12回中10回（83.3%）であり、議案審議等にあたって適宜質問し、意見を述べております。 また、社外監査役就任後の当事業年度開催の監査役会への出席状況は10回中8回（80%）であり、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- (注) (1) 取締役黒沼憲氏が兼職している税理士法人黒沼共同会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
- (2) 取締役村山永氏が兼職している村山永法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
- (3) 監査役小野クナ子氏が兼職している寒河江市社会福祉協議会と当社との間には、特別な関係はありません。
- (4) 監査役村山秀幸氏が兼職している村山公認会計士事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### 2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) (1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
- (2) 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査報酬の見積りの算出根拠、及び、当該事業年度における会計監査人の職務の執行状況の妥当性及び適正性を確認した結果、当該報酬等の額は相当、妥当であると判断いたしました。
- (3) 当社の子会社であるJAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案の内容とすることを監査役会で審議し決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## V 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、平成18年5月11日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保しております。

直近では、基本方針に従い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、執行役員制度導入による経営管理体制の見直し、コンプライアンスやリスク管理に関する関連規程の充実化に取り組んでおります。

令和4年度における基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### <体制>

- ・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化とともに、当社グループ全体の企業行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ・当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握及び役職員に対する指導、啓発、研修等を行う。
- ・当社の企業行動が法的、社会的、道義的責任を全うするため社外の委員による企業倫理委員会を設置し、また、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止のためコンプライアンス目安箱を設置する。

##### <運用状況の概要>

- ・当社は、法令及び定款に適合する誠実で公正な事業活動を徹底するため、取締役会の監督のもと、関連規程を定めてコンプライアンスの強化に努めております。また、当社及びグループ会社の役員・社員を対象に、社是及び企業行動規範を掲載した社内報を毎週発行する等、意識醸成を図る周知活動を継続して実施しております。
- ・コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンスを統括する部門及びグループ会社を含めた各部門の管掌取締役や管理職を中心に、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備に取り組み、役員・社員への教育・啓蒙活動に努めております。

- ・コンプライアンスを統括する部門を事務局とし、社外有識者、弁護士、学識経験者からなる企業倫理委員会を開催しております。

また、法令違反や不正行為等の内部通報窓口を社内外に設置するほか、情報収集と再発防止のための独自の取り組みとして「コンプライアンス目安箱」の設置を継続して実施しております。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

### <体制>

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程等に従い適切に保存及び管理する。

### <運用状況の概要>

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、法令及び関係規程に従って適切に保存及び管理しております。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

### <体制>

- ・リスク管理を統括する部門を設置し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

### <運用状況の概要>

- ・当社は、取締役会の監督のもと、リスク管理を統括する部門及び各部門の管掌取締役や管理職を中心に、事業等のリスクを適切に認識し、監視して、迅速で適切なリスクへの対応（未然防止を含む。）に努められるよう、関連規程を定めてリスク管理体制の整備に取り組んでおります。
- ・令和5年4月1日から、高度な品質と正確な食品表示の更なる追求、より高次の安全性の確保を目指す最適な業務プロセスの運用を実現するため、品質保証本部を品質保証部・表示規格部・検査管理部に改編いたしました。
- ・令和4年10月6日に発生した当社山形工場（第一工場）のハンバーグ製造ライン等の火災につきましては、内部監査室が参画して社内の事故調査を行い、経営会議その他重要会議での議論を経て、取締役会で再発防止策を承認しております。  
なお、火災により損傷した生産設備等の復旧を経て、令和5年7月頃の販売再開を予定しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### <体制>

- ・中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
- ・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。また、会長、社長等によって構成される経営会議において、取締役会の決定事項の事前審議や取締役会から権限を委譲された範囲内での経営の重要事項の審議を行う。

##### <運用状況の概要>

- ・当社は、「社是の実現」を目標に掲げる新たな中期計画『Change and Reborn2025』のもと、管掌取締役が主導して年度方針を策定し、取締役会や経営会議その他重要会議での審議等を通じて、計画達成へ向けた取り組みに邁進しております。  
令和5年3月24日取締役会では、より機動性の高い効率的な業務執行体制を構築するとともに、取締役会の意思決定の迅速化及び監督機能の向上を図るため、執行役員制度の導入を決定いたしました。
- ・取締役会を16回開催し、経営方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の業務執行を決定し、監督しております。経営会議は23回開催し、業務の効率的執行を図ることに努めております。なお、経営会議のもとに販売、生産、開発、管理、予算の5つの分科会を置き、更なる業務の効率的執行を図っております。

#### ⑤ 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### <体制>

- ・子会社の業務の適正を確保するための基本方針  
当社の企業行動規範に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
- (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社は当社の企業行動規範に従い、重要事項については必要により経営会議及び取締役会に報告し、決裁を受ける。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 子会社の損失の危険の管理に関する規程として、子会社の経営環境等に応じて、諸規程等を制定し、適切な運用を図る。
  - 2) 当社のリスクマネジメントにおける審議は、子会社に関わる事項を含むものとする。  
また、子会社の投融資についても、当社の稟議決裁規程に基づき審議する。



- (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の経営環境等に応じて、当社の指定する規程類を制定し、実効性あるものとして運用されている状態を定着させるよう努める。
- (4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 子会社の経営環境等に応じて、当該会社の役員・従業員等に対して、法令及び企業行動規範の遵守を徹底させる。
  - 2) 当社の内部監査室は、子会社に対して必要に応じてヒアリングを行う。

#### <運用状況の概要>

- ・当社は、企業行動規範や関連規程に基づき、グループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。当社取締役が子会社の役員を兼任し、子会社取締役会への出席等を通じて、業務執行の決定、職務執行の監督等を行っております。また、子会社において重要事項を決定する場合は随時報告を受け、当社においても十分な協議・検討を行う等、適切なグループ運営に努めております。
  - ・当社取締役は、子会社の役員を兼任し、子会社取締役会への出席等を通じて、業務執行の意思決定、職務執行の監督等を行っております。また、子会社において重要事項を決定する場合は随時報告を受け、当社においても十分な協議・検討を行う等の適切なグループ会社管理を行っております。
  - ・当社の内部監査室は、子会社に対して、監査計画に基づき、業務全般にわたり監査を実施し、業務の適正な運営・社内規程との整合性を監査するとともに、業務の改善・効率化の推進に努めております。
- ⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

#### <体制>

- ・監査役を補助すべき使用人を監査役会事務局に置き、必要な人員を配置する。
- ・監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に留意し、監査役会の事前の同意を得て決定するものとする。

### <運用状況の概要>

- ・現在、監査役から職務を補助すべき使用人を監査役会事務局として置くことを求められておりませんが、総務人事部及び経理部のスタッフが必要に応じて監査役会をサポートしております。

監査役から使用人を置くことを求められた場合には、取締役からの独立性及び監査の実効性の確保に留意し、必要な体制を整備いたします。

## ⑦ 会社並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

### <体制>

- ・監査役が重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、部署、子会社等の調査を通じて、取締役の職務の執行について、逐次チェックすることができる体制を整備する。
- ・内部監査室が監査役に対して、その監査計画及び監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有化を図る。
- ・会社並びに子会社の役員及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ・前記報告を行ったことを理由に解雇、配転、差別等の不利益を与えることはない。

### <運用状況の概要>

- ・監査役は、監査役会監査計画に従って、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、決裁稟議の報告の聴取、事業所等の往査等に対応しております。
- ・内部監査室は、監査役に内部監査計画及び結果を定期的に報告し、監査役及び会計監査人との情報共有や意見交換を行っております。
- ・当社及びグループ会社に重大な損失を与える事項や不正な行為等に関する情報は、監査役に報告するための体制、及び監査役への報告者が不利益な取扱いを受けない体制を関連規程に定めて運用しております。

## ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### <体制>

- ・取締役は監査役による監査に協力し、監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置する。
- ・会計監査人が監査実施状況の報告等を定期的に行う。

- ・代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保する。

#### <運用状況の概要>

- ・取締役は監査役による監査に協力し、当社は監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置しております。
- ・監査役は、会計監査人より会計監査の実施状況等の報告を定期的に受けております。
- ・監査役及び会計監査人と代表取締役との面談は定期的実施され、情報共有が図られております。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

◎ 本事業報告中の記載金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(21,244,872)	流動負債	(17,786,992)
現金及び預金	3,683,048	支払手形及び買掛金	4,757,497
受取手形及び売掛金	10,224,849	電子記録債務	2,078,570
商品及び製品	3,434,771	短期借入金	4,444,616
仕掛品	199,824	一年以内償還予定社債	500,000
原材料及び貯蔵品	2,979,736	一年以内返済長期借入金	2,003,782
その他	722,721	未払金	1,942,014
貸倒引当金	△80	未払法人税等	96,135
固定資産	(19,076,881)	賞与引当金	486,494
有形固定資産	(14,477,086)	その他	1,477,881
建物及び構築物	6,308,967	固定負債	(7,040,828)
機械装置及び運搬具	4,972,108	長期借入金	4,541,281
工具、器具及び備品	176,355	退職給付に係る負債	1,650,970
土地	2,952,277	役員退職慰労引当金	131,291
建設仮勘定	67,376	その他	717,285
無形固定資産	(310,583)	負債合計	24,827,820
その他	310,583	純資産の部	
投資その他の資産	(4,289,211)	株主資本	(14,894,702)
投資有価証券	3,200,889	資本金	1,474,633
繰延税金資産	748,622	資本剰余金	1,707,937
その他	339,699	利益剰余金	11,716,390
資産合計	40,321,753	自己株式	△4,258
		その他の包括利益累計額	(214,882)
		その他有価証券評価差額金	170,182
		為替換算調整勘定	54,069
		退職給付に係る調整累計額	△9,370
		非支配株主持分	(384,348)
		純資産合計	15,493,932
		負債・純資産合計	40,321,753

## 連結損益計算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		51,878,643
売上原価		43,060,490
売上総利益		8,818,152
販売費及び一般管理費		8,437,356
営業利益		380,795
営業外収益		
受取利息	3,073	
受取配当金	41,976	
持分法による投資利益	33,633	
補助金の収入	66,630	
その他	30,991	176,306
営業外費用		
支払利息	117,572	
その他	5,076	122,649
経常利益		434,453
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	100,842	100,852
特別損失		
固定資産除却損	74,399	
火災による損	47,571	
その他	12,226	134,196
税金等調整前当期純利益		401,108
法人税、住民税及び事業税	129,557	
法人税等調整額	11,776	141,333
当期純利益		259,774
非支配株主に帰属する当期純利益		16,687
親会社株主に帰属する当期純利益		243,086

## 連結株主資本等変動計算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,474,633	1,707,937	11,618,480	△4,220	14,796,831
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△145,177		△145,177
親会社株主に帰属 する当期純利益			243,086		243,086
自己株式の取得				△38	△38
当 期 変 動 額 合 計	—	—	97,909	△38	97,871
当 期 末 残 高	1,474,633	1,707,937	11,716,390	△4,258	14,894,702

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	150,962	13,069	△64,403	99,628	328,268	15,224,728
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△145,177
親会社株主に帰属 する当期純利益						243,086
自己株式の取得						△38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	19,220	41,000	55,033	115,253	56,079	171,333
当 期 変 動 額 合 計	19,220	41,000	55,033	115,253	56,079	269,204
当 期 末 残 高	170,182	54,069	△9,370	214,882	384,348	15,493,932

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
主要な連結子会社の名称	九州ベストフーズ株式会社 関西ベストフーズ株式会社 株式会社機能性ペプチド研究所 株式会社爽健亭 JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED
主要な非連結子会社の名称等	該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数	1社
主要な会社等の名称	日東アリマン株式会社
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等	該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社のうち、JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社5社のうち、下記4社の決算日は、連結決算日と一致しております。

九州ベストフーズ株式会社  
関西ベストフーズ株式会社  
株式会社機能性ペプチド研究所  
株式会社爽健亭

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券 償却原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
棚卸資産 製品・原材料・仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに機械及び装置、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員退職慰労引当金	役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。



④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に費用処理しており、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い(出荷基準等の取扱い)を適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート及び値引き等を控除した金額で測定しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

## 【会計方針の変更】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 連結子会社JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED（以下「JBF社」）が保有する固定資産の減損

- ・当連結会計年度末の固定資産帳簿価額 818,641千円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定  
JBF社は国際会計基準を適用しており、固定資産に関しては、資産グループに減損の兆候が存在し、回収可能価額が帳簿価額を下回ると判断される場合に、減損損失が認識されます。JBF社は減損の兆候の判定にあたり、JBF社の経営者が作成した事業計画を基礎とした長期的な計画（以下「長期計画」という。）に基づき行っています。長期計画においては、売上高の予測が重要となりますが、そのための主要な仮定は、JBF社の商品の販売数量、主要得意先の店舗数、コンビニエンスストア市場の成長率等を基礎としております。

当連結会計年度の実績は長期計画を達成したこと、翌連結会計年度以降も達成する見込みであることから、減損の兆候はないと判断しています。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、回収可能価額の測定にあたって、事業計画や市場環境の変化等により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来の損益に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,104,418千円

(3) 担保に供している資産

建 物	4,265,646千円
機械及び装置	954,342千円
土 地	2,043,750千円
計	7,263,739千円
担保に係る債務	
短期借入金	3,034,050千円
一年以内返済長期借入金	1,815,714千円
長期借入金	3,698,037千円
計	8,547,801千円

(4) 受取手形割引高 1,734千円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	12,102,660	—	—	12,102,660

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年6月24日 定時株主総会	普通株式	145,177	12.00	令和4年 3月31日	令和4年 6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	145,176	12.00	令和5年 3月31日	令和5年 6月26日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により行い、また、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産で行う方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途については、運転資金及び設備投資資金であり、長期借入金は固定金利にすることで支払金利の変動リスクを回避しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 投資有価証券			
その他有価証券	1,273,058	1,273,058	—
② 社債	(500,000)	(497,248)	△2,751
③ 長期借入金	(6,545,063)	(6,529,635)	△15,428

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) その他有価証券について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,927,831

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	977,779	—	—	977,779
社債	—	86,495	—	86,495
資産計	977,779	86,495	—	1,064,274

(注) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は208,784千円です。

#### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	497,248	—	497,248
長期借入金	—	6,529,635	—	6,529,635
負債計	—	7,026,884	—	7,026,884

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	(単位：千円)
	合計
製品	
冷凍食品部門	40,895,365
日配食品部門	7,912,696
缶詰部門	1,240,450
その他製造部門	623,757
その他	1,206,373
顧客との契約から生じる収益	51,878,643
その他の収益	—
外部顧客への売上高	51,878,643

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,248円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	20円09銭



## 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(20,383,272)	流動負債	(17,807,528)
現金及び預金	2,054,650	支払手形	781,753
受取手形	841,761	電子記録債務	2,078,570
売掛金	9,615,366	買掛金	4,777,926
商品及び製品	3,468,745	短期借入金	4,300,000
仕掛品	168,214	一年以内償還予定社債	500,000
原材料及び貯蔵品	2,672,352	一年以内返済長期借入金	1,995,482
前払費用	152,738	未払金	1,704,667
未収入金	936,659	未払法人税等	59,466
その他	640,772	未払費用	717,300
貸倒引当金	△167,990	賞与引当金	395,975
固定資産	(17,515,434)	設備支払手形	439,443
有形固定資産	(13,809,663)	その他の	56,942
建物	5,606,972	固定負債	(6,577,036)
構築物	278,315	長期借入金	4,337,163
機械及び装置	4,603,751	退職給付引当金	1,404,430
車輛運搬具	17,861	役員退職慰労引当金	117,098
工具器具備品	171,819	長期未払金	226,029
土地	3,063,567	長期預り金	492,315
建設仮勘定	67,376	負債合計	24,384,565
無形固定資産	(309,809)	純資産の部	
電話加入権	4,440	株主資本	(13,354,817)
ソフトウェア	290,532	資本金	(1,474,633)
その他	14,836	資本剰余金	(1,707,937)
投資その他の資産	(3,395,960)	資本準備金	1,707,937
投資有価証券	1,302,869	利益剰余金	(10,176,505)
関係会社株式	547,249	利益準備金	229,070
その他の関係会社有価証券	639,030	その他利益剰余金	9,947,435
出資金	11,678	別途積立金	5,487,100
長期貸付金	10,892	繰越利益剰余金	4,460,335
長期前払費用	13,812	自己株式	(△4,258)
前払年金費用	126,420	評価・換算差額等	(159,324)
繰延税金資産	526,406	その他有価証券評価差額金	159,324
長期差入保証金	60,969	純資産合計	13,514,141
保険積立金	156,631	負債・純資産合計	37,898,706
資産合計	37,898,706		

## 損益計算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	43,574,142
売上原価	36,018,240
売上総利益	7,555,902
販売費及び一般管理費	7,582,543
営業損失(△)	△26,641
営業外収益	
受取利息及び配当金	91,783
補助金収入	62,025
その他	29,148
営業外費用	
支払利息	99,426
その他	5,465
経常利益	51,423
固定資産売却益	9
投資有価証券売却益	100,842
特別損失	
固定資産除却損	74,399
火災による損失	47,571
その他	12,226
税引前当期純利益	18,079
法人税、住民税及び事業税	35,346
法人税等調整額	△17,463
当期純利益	196

## 株主資本等変動計算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,474,633	1,707,937	1,707,937
当 期 変 動 額			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,474,633	1,707,937	1,707,937

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
別途積立金		繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	229,070	5,487,100	4,605,316	10,321,486	△4,220	13,499,836
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△145,177	△145,177		△145,177
当 期 純 利 益			196	196		196
自 己 株 式 の 取 得					△38	△38
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△144,980	△144,980	△38	△145,019
当 期 末 残 高	229,070	5,487,100	4,460,335	10,176,505	△4,258	13,354,817

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	140,437	140,437	13,640,273
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△145,177
当 期 純 利 益			196
自 己 株 式 の 取 得			△38
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18,887	18,887	18,887
当 期 変 動 額 合 計	18,887	18,887	△126,132
当 期 末 残 高	159,324	159,324	13,514,141

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等 以外のもの	決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物 附属設備を除く）並びに機械及び装置、平成28年4 月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい ては、定額法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社 内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によ っております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定 額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、その発生時に費用処理しており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い(出荷基準等の取扱い)を適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート及び値引き等を控除した金額で測定しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

**【会計方針の変更】**

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) その他の関係会社有価証券の評価

- ・当事業年度末のその他の関係会社有価証券帳簿価額 639,030千円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社は、JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED(以下「JBF社」という。)の財務諸表を基礎とした持分純資産額を実質価額として、当該実質価額とJBF社に対する出資金の取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。

#### ② 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の事業計画や市場環境等の変化等により実質価額の回復可能性が認められなくなった場合、将来の損益に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,963,561千円
長期金銭債権	10,892千円
短期金銭債務	1,016,282千円
長期金銭債務	1,134千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 33,220,740千円

### (4) 担保に供している資産

建 物	4,265,646千円
機械及び装置	954,342千円
土 地	2,043,750千円
計	7,263,739千円

### 担保に係る債務

短期借入金	3,034,050千円
一年以内返済長期借入金	1,815,714千円
長期借入金	3,698,037千円
計	8,547,801千円

(5) 保証債務

次の子会社について、銀行からの借入に対し債務保証を行っております。

JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED 164,575千円 (28,872百万ベトナムドン)

上記の外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売 上 高	639,577千円
その他の営業取引高	8,156,309千円
営業取引以外の取引高	56,606千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	4,545	52	—	4,597

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	388,514千円
賞与引当金	120,376千円
貸倒引当金	51,068千円
役員退職慰労引当金	35,597千円
その他	111,824千円
繰延税金資産小計	707,382千円
評価性引当額	△117,542千円
繰延税金資産合計	589,840千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△63,433千円
繰延税金負債合計	△63,433千円
繰延税金資産の純額	526,406千円



## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
		役員の兼任等	事業上の関係				
(株) 爽 健 亭	100%	兼任2名	製品・半製品・材料売上 及び商品仕入	売 上 高 商品仕入高	218,242千円 一千円	売 掛 金 買 掛 金	833,869千円 397,775千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定条件

取引価格については、原価及び市場価格を勘案し交渉の上決定しております。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「7.収益認識に関する注記(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,117円05銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 0円02銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

令和5年5月18日

日東ベスト株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東北事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並 木 健 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東ベスト株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東ベスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和5年5月18日

日東ベスト株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東北事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並木 健治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島川 行正 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東ベスト株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月25日

日東ベスト株式会社 監査役会  
常勤監査役 石 塚 崇  
社外監査役 小 野 クナ子  
社外監査役 村 山 秀 幸

以 上

## ●株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	100株
配当金及び中間配当金	配当金は毎年3月31日（ただし、中間配当を行う場合は9月30日）現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者にお支払いいたします。
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。

公告掲載URL <https://www.nittobest.co.jp/>



株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
同事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社

## ●役員（本定時株主総会終結後の予定）

代表取締役会長	大 沼 一 彦
代表取締役社長執行役員	塚 田 莊一郎
取締役専務執行役員	内 田 真帆子
取締役常務執行役員	佐 藤 光 義
取締役常務執行役員	長 瀬 信 裕
取締役常務執行役員	嵯 峨 秀 夫
取締役常務執行役員	渡 邊 昭 秀
取締役常務執行役員	小 関 徹
取締役常務執行役員	遠 藤 雅 明
社 外 取 締 役	黒 沼 憲
社 外 取 締 役	村 山 永
常 勤 監 査 役	石 塚 崇
社 外 監 査 役	小 野 クナ子
社 外 監 査 役	村 山 秀 幸

## ●株式事務のお問い合わせ先

住所変更、株式配当金受取り方法の変更およびマイナンバーのお届けなどのお問い合わせ	お取引の証券会社等となります。
住所変更、株式配当金受取り方法の変更およびマイナンバーのお届けなどのお問い合わせ	みずほ信託銀行 証券代行部 <ホームページ> <a href="https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html">https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html</a> <フリーダイヤル> 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00～17:00)
株主総会資料の電子提供制度（書面交付請求）についてのお問い合わせ	お取引の証券会社またはみずほ信託銀行へお問い合わせ願います。 みずほ信託銀行 証券代行部 <電子提供制度専用ダイヤル> 0120-524-324 (土・日・祝日を除く 9:00～17:00)
株式等に関するマイナンバーのお届出のお願い	・株式等の税務関係のお手続きに関しては、マイナンバーのお届出が必要です。 ・お届出が済んでいない株主様は、上記お問い合わせ先へマイナンバーのお届出をお願いします。



## ●株式の状況（令和5年3月31日現在）

発行可能株式総数	24,000,000株
発行済株式の総数	12,102,660株
株主数	1,257名

## ●大株主（令和5年3月31日現在）

株 主 名	持株数（株）
日東ベスト取引先持株会	1,536,700
有限会社ウチダ・コーポレート	941,400
日東ベスト従業員持株会	663,600
農 林 中 央 金 庫	605,010
株 式 会 社 山 形 銀 行	600,000
株式会社ウチダ・ホールディングス	527,000
内 田 淳	343,128
国分グループ本社株式会社	293,611
東洋製糖グループホールディングス株式会社	291,391
第一生命保険株式会社	230,000





## ●株主優待のお知らせ



株主の皆様の日頃のご支援に感謝し、当社商品を通じて当社事業へのご理解をより深めていただくため、株主優待制度を導入させていただきます。

当社株式を1年以上継続して保有されている株主様で、令和5年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式を300株（3単元）以上保有する株主様を対象といたします。

（保有株式数が300株（3単元）以上、2,000株（20単元）未満の株主様）

当社商品をセレクトした詰め合わせ（1,500円相当） （AまたはBのどちらかをお選びいただけます。）	
<b>A. 常温品セット</b>	<b>B. 冷凍品セット</b>
	

（保有株式数が2,000株（20単元）以上の株主様）

当社商品をセレクトした詰め合わせ（3,000円相当） （AまたはBのどちらかをお選びいただけます。）	
<b>A. 常温品セット</b>	<b>B. 冷凍品セット</b>
	

（注）上記はサンプル画像となります。商品の製造・供給状況等により、実際にお届けする詰め合わせの内容が一部変更となる場合がございます。

※1年以上継続して保有されている株主様とは、令和5年3月31日と令和4年9月30日および令和4年3月31日の3回連続して、同じ株主番号で当社株主名簿に記載または記録されている株主様といたします。

※対象となる株主様には、定時株主総会終了後にお送りする「定時株主総会決議ご通知」に「株主優待お申込みがき」を同封いたします。

※詳細につきましては、[当社ウェブサイト](#)にアクセスのうえ、[株主・投資家情報](#)、[株式情報](#)、[株主還元](#)の順に選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。

## ●当社ウェブサイトのお知らせ



<https://www.nittobest.co.jp/>



## ●報告書（株主通信）に関するお知らせ

株主様に「決議ご通知」とともにお送りしておりました「報告書」（株主通信）は、「定時株主総会招集ご通知」と内容が一部重複しており、また主要な情報は当社ウェブサイトにて開示させていただいていることから、第85期報告書（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）より廃止させていただくことといたしました。今後、当社ウェブサイトを通じて情報発信を行ってまいりますので、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図

会 場 山形県寒河江市幸町4番27号  
日東ベスト株式会社本店会議室  
電話番号 0237-86-2100



● JR左沢線寒河江駅 下車 徒歩3分